

令和6年12月9日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和6年12月5日付託分)

附属資料

総務局

目 次

	ページ
1 任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表	1
2 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表	2
3 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例関連の 新旧対照表・給料表	7
4 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例 の一部を改正する条例関連の新旧対照表	15
5 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 新旧対照表	18

1 任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第7条（略） （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2（略） （削除）</p> <p><u>3 給与条例第5条第3項から第8項まで、第7条の3、第8条、第9条、第9条の4、第9条の6、第10条の2及び第17条の規定並びに学校職員給与条例第5条第3項から第8項まで、第8条、第9条、第9条の4、第9条の6及び第15条の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</u></p> <p>4（略）</p> <p>第9条（略）</p>	<p>第1条～第7条（略） （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 給与条例第5条第3項から第8項までの規定及び学校職員給与条例第5条第3項から第8項までの規定は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</u></p> <p><u>4 給与条例第7条の3、第8条、第9条、第9条の4、第9条の6、第10条の2及び第17条の規定並びに学校職員給与条例第8条、第9条、第9条の4、第9条の6及び第15条の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</u></p> <p>5（略）</p> <p>第9条（略）</p>

2 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表

知事及び副知事の給与等に関する条例（昭和28年神奈川県条例第8号）新旧対照表
 〈第1条関係〉

改 正	現 行
第3条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の175</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の105</u> (3) 3月未満 <u>100分の52.5</u>	第3条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の170</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の102</u> (3) 3月未満 <u>100分の51</u>

〈第2条関係〉

改 正	現 行
第3条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の172.5</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の103.5</u> (3) 3月未満 <u>100分の51.75</u>	第3条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の175</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の105</u> (3) 3月未満 <u>100分の52.5</u>

教育長の給与等に関する条例（昭和24年神奈川県条例第42号）新旧対照表
 〈第3条関係〉

改 正	現 行
第3条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の175</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の105</u> (3) 3月未満 <u>100分の52.5</u>	第3条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の170</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の102</u> (3) 3月未満 <u>100分の51</u>

〈第4条関係〉

改 正	現 行
第3条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の172.5</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の103.5</u> (3) 3月未満 <u>100分の51.75</u>	第3条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の175</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の105</u> (3) 3月未満 <u>100分の52.5</u>

監査委員の給与等に関する条例（昭和26年神奈川県条例第8号）新旧対照表

〈第5条関係〉

改 正	現 行
<p>第6条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の175</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の105</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の52.5</u></p>	<p>第6条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の170</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の102</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の51</u></p>

〈第6条関係〉

改 正	現 行
<p>第6条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の172.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の103.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の51.75</u></p>	<p>第6条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の175</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の105</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の52.5</u></p>

公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第51号）新旧対照表
 〈第7条関係〉

改 正	現 行
<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の175</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の105</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の52.5</u></p>	<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の170</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の102</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の51</u></p>

〈第8条関係〉

改 正	現 行
<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の172.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の103.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の51.75</u></p>	<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の175</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の105</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の52.5</u></p>

特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成20年神奈川県条例第5号）新旧対照表
 〈第9条関係〉

改 正	現 行
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の175</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の105</u> (3) 3月未満 <u>100分の52.5</u>	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の170</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の102</u> (3) 3月未満 <u>100分の51</u>

〈第10条関係〉

改 正	現 行
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の172.5</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の103.5</u> (3) 3月未満 <u>100分の51.75</u>	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の175</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の105</u> (3) 3月未満 <u>100分の52.5</u>

3 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表・給料表

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第9条（略） （地域手当）</p> <p>第9条の2（略）</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12.35</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第9条の3～第14条の3（略） （期末手当）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>第15条の2・第15条の3（略） （勤勉手当）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>第1条～第9条（略） （地域手当）</p> <p>第9条の2（略）</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12.21</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第9条の3～第14条の3（略） （期末手当）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>第15条の2・第15条の3（略） （勤勉手当）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>

改 正	現 行
<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略） 第16条の2 （略） （寒冷地手当） 第17条 （略）</p> <p>2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族のある職員（人事委員会規則で定める職員を含まないものとする。）にあつては<u>2万6,000円</u>、その他の世帯主である職員にあつては<u>1万4,500円</u>を、その他の職員にあつては<u>9,800円</u>を超えない範囲内で地域ごとに人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>3・4 （略） 第17条の2～第22条 （略） 別表第1～別表第11 （略）</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の58.75</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略） 第16条の2 （略） （寒冷地手当） 第17条 （略）</p> <p>2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族のある職員（人事委員会規則で定める職員を含まないものとする。）にあつては<u>2万3,360円</u>、その他の世帯主である職員にあつては<u>1万3,060円</u>を、その他の職員にあつては<u>8,800円</u>を超えない範囲内で地域ごとに人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>3・4 （略） 第17条の2～第22条 （略） 別表第1～別表第11 （略）</p>

行政職給料表(1)(令和6年度の改定)

※「改定額」は現行の給料月額との比較

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	21,400	230,000	22,000	261,300	20,400	287,300	15,700	309,800	14,400
	2	184,600	21,400	231,500	21,800	262,300	19,900	288,900	15,700	311,500	14,000
	3	185,800	21,400	233,000	21,600	263,300	19,500	290,400	15,700	313,200	13,700
	4	186,900	21,400	234,500	21,600	264,300	19,100	291,900	15,600	314,700	13,300
	5	188,000	21,400	236,000	21,600	265,300	18,900	293,400	15,600	316,100	12,900
	6	189,700	22,000	237,500	21,300	266,300	18,300	294,900	15,400	317,400	12,400
	7	191,300	22,500	239,000	21,100	267,300	17,800	296,300	15,000	318,700	12,100
	8	192,900	23,000	240,500	20,900	268,300	17,400	297,600	14,500	320,000	11,800
	9	194,500	23,600	242,000	20,900	269,300	17,300	298,800	14,000	321,300	11,500
	10	196,200	23,900	243,400	20,800	270,300	16,900	300,300	13,600	323,100	11,100
	11	197,800	24,200	244,800	20,700	271,300	16,400	301,800	13,300	324,900	10,700
	12	199,400	24,500	246,200	20,600	272,300	16,100	303,200	12,900	326,600	10,400
	13	201,000	24,900	247,400	20,600	273,300	15,800	304,600	12,500	328,300	10,100
	14	202,700	25,100	248,600	20,400	274,300	15,600	305,700	12,000	330,000	9,800
	15	204,400	25,300	249,800	20,200	275,300	15,400	306,700	11,600	331,700	9,600
	16	206,100	25,400	251,000	20,000	276,400	15,300	307,900	11,400	333,400	9,400
	17	207,400	25,600	252,100	19,700	277,400	15,100	309,100	11,100	335,000	9,100
	18	209,000	25,800	253,200	19,200	278,700	15,100	310,700	10,700	336,700	8,800
	19	210,600	26,000	254,300	18,800	280,000	15,100	312,300	10,300	338,400	8,600
	20	212,100	26,100	255,400	18,500	281,200	15,000	313,900	10,100	340,000	8,300
	21	213,600	26,300	256,400	18,300	282,500	14,900	315,400	9,900	341,500	8,100
	22	215,200	25,600	257,400	17,700	283,800	14,700	317,000	9,600	343,100	7,700
	23	216,800	25,000	258,400	17,200	285,000	14,300	318,600	9,300	344,700	7,300
	24	218,400	24,400	259,400	16,800	286,200	14,000	320,200	9,100	346,200	6,900
	25	220,000	23,800	260,400	16,800	287,300	13,500	321,700	8,900	347,600	6,900
	26	221,700	23,800	261,300	16,200	288,500	13,000	323,400	8,600	349,300	6,700
	27	223,000	23,600	262,200	15,800	289,800	12,700	325,000	8,200	350,900	6,400
	28	224,300	23,400	263,100	15,500	291,100	12,400	326,600	7,900	352,500	6,100
	29	225,600	23,200	263,900	15,200	292,400	12,100	328,000	7,600	353,700	5,700
	30	226,700	22,900	264,700	15,000	293,400	11,600	329,700	7,300	355,200	5,300
	31	227,800	22,600	265,500	14,900	294,400	11,100	331,400	7,000	356,700	5,000
	32	228,900	22,300	266,300	14,800	295,500	10,700	333,000	6,600	358,200	4,700
	33	230,000	22,000	267,000	14,600	296,600	10,700	334,200	6,600	359,900	4,600
	34	231,100	21,800	267,800	14,500	297,800	10,300	336,100	6,500	361,700	4,600
	35	232,200	21,600	268,600	14,500	298,900	9,900	337,800	6,300	363,400	4,600
	36	233,300	21,400	269,300	14,400	300,100	9,600	339,400	5,900	365,100	4,600
	37	234,400	21,200	270,000	14,400	301,300	9,400	340,900	5,500	366,500	4,600
	38	235,400	21,000	270,800	14,100	302,600	9,100	342,500	5,200	367,800	4,600
	39	236,400	20,800	271,600	13,700	303,900	8,800	344,100	4,900	369,000	4,500
	40	237,300	20,600	272,300	13,300	305,200	8,500	345,700	4,600	370,400	4,500
	41	238,200	20,400	273,000	12,800	306,500	8,300	347,400	4,500	371,500	4,500
	42	239,100	20,200	273,800	12,400	307,800	8,000	349,200	4,400	372,400	4,500
	43	239,900	20,000	274,600	12,100	309,100	7,800	351,000	4,400	373,400	4,500
	44	240,700	19,800	275,300	11,700	310,400	7,600	352,800	4,400	374,500	4,500

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	45	<u>241,400</u>	19,600	<u>276,000</u>	11,300	<u>311,700</u>	7,300	<u>354,300</u>	4,400	<u>375,300</u>	4,500
	46	<u>242,000</u>	19,300	<u>276,700</u>	10,900	<u>313,000</u>	7,000	<u>355,700</u>	4,400	<u>376,200</u>	4,500
	47	<u>242,600</u>	19,000	<u>277,400</u>	10,500	<u>314,300</u>	6,700	<u>357,100</u>	4,400	<u>377,100</u>	4,500
	48	<u>243,200</u>	18,700	<u>278,100</u>	10,200	<u>315,400</u>	6,300	<u>358,500</u>	4,300	<u>377,900</u>	4,500
	49	<u>243,800</u>	18,400	<u>278,800</u>	9,900	<u>316,300</u>	6,300	<u>360,000</u>	4,300	<u>378,700</u>	4,500
	50	<u>244,400</u>	18,100	<u>279,500</u>	9,600	<u>317,600</u>	6,100	<u>360,800</u>	4,300	<u>379,500</u>	4,500
	51	<u>245,000</u>	17,800	<u>280,200</u>	9,300	<u>318,900</u>	5,900	<u>361,800</u>	4,300	<u>380,300</u>	4,500
	52	<u>245,500</u>	17,400	<u>280,900</u>	9,100	<u>320,200</u>	5,600	<u>362,800</u>	4,300	<u>381,000</u>	4,500
	53	<u>246,000</u>	17,100	<u>281,500</u>	8,800	<u>321,400</u>	5,200	<u>363,700</u>	4,300	<u>381,700</u>	4,500
	54	<u>246,400</u>	16,600	<u>282,200</u>	8,600	<u>322,700</u>	4,900	<u>364,800</u>	4,300	<u>382,400</u>	4,500
	55	<u>246,700</u>	16,000	<u>282,800</u>	8,300	<u>323,900</u>	4,600	<u>365,700</u>	4,300	<u>383,100</u>	4,500
	56	<u>247,000</u>	15,500	<u>283,500</u>	8,100	<u>325,100</u>	4,300	<u>366,700</u>	4,300	<u>383,800</u>	4,500
	57	<u>247,300</u>	15,500	<u>284,100</u>	7,800	<u>326,400</u>	4,200	<u>367,600</u>	4,300	<u>384,300</u>	4,500
	58	<u>247,600</u>	15,000	<u>284,800</u>	7,600	<u>327,500</u>	4,100	<u>368,300</u>	4,300	<u>384,900</u>	4,500
	59	<u>247,900</u>	14,600	<u>285,400</u>	7,300	<u>328,600</u>	4,100	<u>369,000</u>	4,300	<u>385,500</u>	4,500
	60	<u>248,200</u>	14,300	<u>286,100</u>	7,100	<u>329,700</u>	4,100	<u>369,600</u>	4,300	<u>386,200</u>	4,500
	61	<u>248,500</u>	14,000	<u>286,700</u>	6,700	<u>330,400</u>	4,100	<u>370,000</u>	4,300	<u>386,600</u>	4,500
	62	<u>248,800</u>	13,600	<u>287,400</u>	6,400	<u>331,300</u>	4,100	<u>370,600</u>	4,300	<u>387,200</u>	4,400
	63	<u>249,100</u>	13,300	<u>288,000</u>	6,100	<u>332,000</u>	4,000	<u>371,300</u>	4,300	<u>387,800</u>	4,400
	64	<u>249,400</u>	13,100	<u>288,500</u>	5,700	<u>332,800</u>	4,000	<u>372,000</u>	4,300	<u>388,300</u>	4,300
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	65	<u>249,700</u>	12,900	<u>289,000</u>	5,700	<u>333,600</u>	4,000	<u>372,300</u>	4,300	<u>388,700</u>	4,300
	66	<u>250,000</u>	12,700	<u>289,600</u>	5,600	<u>334,000</u>	4,000	<u>373,000</u>	4,300	<u>389,300</u>	4,300
	67	<u>250,300</u>	12,500	<u>290,100</u>	5,400	<u>334,600</u>	4,000	<u>373,700</u>	4,300	<u>389,900</u>	4,300
	68	<u>250,600</u>	12,200	<u>290,700</u>	5,100	<u>335,300</u>	4,000	<u>374,300</u>	4,300	<u>390,400</u>	4,200
	69	<u>250,900</u>	12,000	<u>291,200</u>	4,600	<u>336,100</u>	4,000	<u>374,600</u>	4,300	<u>390,800</u>	4,200
	70	<u>251,200</u>	11,800	<u>291,700</u>	4,300	<u>336,800</u>	4,000	<u>375,100</u>	4,200	<u>391,300</u>	4,200
	71	<u>251,500</u>	11,600	<u>292,300</u>	4,100	<u>337,500</u>	4,000	<u>375,700</u>	4,100	<u>391,800</u>	4,200
	72	<u>251,800</u>	11,400	<u>292,900</u>	3,900	<u>338,100</u>	4,000	<u>376,300</u>	4,100	<u>392,400</u>	4,200
	73	<u>252,100</u>	11,200	<u>293,400</u>	3,700	<u>338,600</u>	4,000	<u>376,600</u>	4,100	<u>392,700</u>	4,200
	74	<u>252,400</u>	11,000	<u>293,900</u>	3,700	<u>339,200</u>	4,000	<u>377,200</u>	4,100	<u>393,100</u>	4,200
	75	<u>252,700</u>	10,900	<u>294,300</u>	3,700	<u>339,700</u>	4,000	<u>377,900</u>	4,100	<u>393,500</u>	4,200
	76	<u>253,000</u>	10,700	<u>294,600</u>	3,600	<u>340,300</u>	4,000	<u>378,500</u>	4,100	<u>393,900</u>	4,200
	77	<u>253,300</u>	10,500	<u>294,800</u>	3,600	<u>340,600</u>	4,000	<u>378,900</u>	4,100	<u>394,200</u>	4,200
	78	<u>253,600</u>	10,300	<u>295,100</u>	3,600	<u>341,100</u>	4,000	<u>379,400</u>	4,100	<u>394,500</u>	4,200
	79	<u>253,900</u>	10,100	<u>295,300</u>	3,600	<u>341,500</u>	4,000	<u>380,000</u>	4,100	<u>394,800</u>	4,200
	80	<u>254,200</u>	9,900	<u>295,600</u>	3,600	<u>341,900</u>	4,000	<u>380,500</u>	4,100	<u>395,000</u>	4,200
	81	<u>254,500</u>	9,800	<u>295,800</u>	3,600	<u>342,300</u>	4,000	<u>381,000</u>	4,100	<u>395,200</u>	4,200
	82	<u>254,800</u>	9,600	<u>296,000</u>	3,600	<u>342,800</u>	4,000	<u>381,600</u>	4,100	<u>395,500</u>	4,200
	83	<u>255,100</u>	9,500	<u>296,300</u>	3,600	<u>343,300</u>	4,000	<u>382,100</u>	4,100	<u>395,800</u>	4,200
	84	<u>255,400</u>	9,400	<u>296,500</u>	3,600	<u>343,800</u>	4,000	<u>382,400</u>	4,100	<u>396,000</u>	4,200
	85	<u>255,700</u>	9,300	<u>296,800</u>	3,600	<u>344,100</u>	4,000	<u>382,800</u>	4,100	<u>396,200</u>	4,200
	86	<u>256,000</u>	9,200	<u>297,100</u>	3,600	<u>344,500</u>	4,000	<u>383,300</u>	4,100	<u>396,500</u>	4,200
	87	<u>256,300</u>	9,100	<u>297,400</u>	3,600	<u>344,900</u>	3,900	<u>383,700</u>	4,100	<u>396,800</u>	4,200
	88	<u>256,600</u>	9,000	<u>297,700</u>	3,600	<u>345,300</u>	3,900	<u>384,100</u>	4,100	<u>397,000</u>	4,200

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	89	<u>256,900</u>	8,900	<u>298,000</u>	3,600	<u>345,600</u>	3,900	<u>384,500</u>	4,100	<u>397,200</u>	4,200
	90	<u>257,200</u>	8,700	<u>298,300</u>	3,500	<u>346,000</u>	3,900	<u>385,000</u>	4,100	<u>397,500</u>	4,200
	91	<u>257,500</u>	8,700	<u>298,600</u>	3,500	<u>346,400</u>	3,800	<u>385,400</u>	4,100	<u>397,800</u>	4,200
	92	<u>257,800</u>	8,700	<u>299,000</u>	3,500	<u>346,800</u>	3,800	<u>385,800</u>	4,100	<u>398,000</u>	4,200
	93	<u>258,100</u>	8,700	<u>299,200</u>	3,500	<u>347,000</u>	3,800	<u>386,100</u>	4,100	<u>398,200</u>	4,200
	94			<u>299,400</u>	3,500	<u>347,400</u>	3,800	<u>386,600</u>	4,100	<u>398,500</u>	4,200
	95			<u>299,700</u>	3,500	<u>347,800</u>	3,700	<u>387,000</u>	4,100	<u>398,800</u>	4,200
	96			<u>300,100</u>	3,500	<u>348,200</u>	3,700	<u>387,400</u>	4,100	<u>399,000</u>	4,200
	97			<u>300,300</u>	3,500	<u>348,400</u>	3,700	<u>387,700</u>	4,100	<u>399,200</u>	4,200
	98			<u>300,600</u>	3,500	<u>348,800</u>	3,700	<u>388,200</u>	4,100	<u>399,500</u>	4,200
	99			<u>301,000</u>	3,500	<u>349,200</u>	3,700	<u>388,600</u>	4,100	<u>399,800</u>	4,200
	100			<u>301,400</u>	3,500	<u>349,500</u>	3,700	<u>389,000</u>	4,100	<u>400,000</u>	4,200
	101			<u>301,600</u>	3,500	<u>349,800</u>	3,700	<u>389,300</u>	4,100	<u>400,200</u>	4,200
	102			<u>301,900</u>	3,500	<u>350,200</u>	3,700	<u>389,800</u>	4,100		
	103			<u>302,200</u>	3,400	<u>350,600</u>	3,700	<u>390,200</u>	4,100		
	104			<u>302,500</u>	3,400	<u>351,000</u>	3,700	<u>390,600</u>	4,100		
	105			<u>302,700</u>	3,400	<u>351,500</u>	3,700	<u>390,900</u>	4,100		
	106			<u>303,000</u>	3,400	<u>351,900</u>	3,700				
	107			<u>303,300</u>	3,300	<u>352,300</u>	3,700				
	108			<u>303,600</u>	3,300	<u>352,700</u>	3,700				
	109			<u>303,800</u>	3,300	<u>353,200</u>	3,700				
	110			<u>304,200</u>	3,300	<u>353,600</u>	3,700				
	111			<u>304,600</u>	3,300	<u>353,900</u>	3,700				
	112			<u>304,900</u>	3,300	<u>354,200</u>	3,700				
	113			<u>305,100</u>	3,300	<u>354,700</u>	3,700				
	114			<u>305,300</u>	3,300						
	115			<u>305,600</u>	3,300						
	116			<u>306,000</u>	3,300						
	117			<u>306,200</u>	3,300						
	118			<u>306,400</u>	3,300						
	119			<u>306,700</u>	3,300						
	120			<u>307,000</u>	3,300						
	121			<u>307,400</u>	3,300						
	122			<u>307,600</u>	3,300						
	123			<u>307,900</u>	3,300						
	124			<u>308,200</u>	3,300						
	125			<u>308,500</u>	3,300						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額		基 準 給料月額		基 準 給料月額		基 準 給料月額		基 準 給料月額	
		円		円		円		円		円	
		<u>192,000</u>	3,300	<u>239,800</u>	3,600	<u>260,000</u>	3,800	<u>279,700</u>	4,100	<u>294,900</u>	4,200

職員 の区 分	職務 の級 号給	6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	335,000	11,900	373,400	7,900	415,600	5,300	465,500	5,600	529,000	5,900
	2	336,900	11,600	376,000	7,900	418,000	5,300	468,600	5,600	531,900	5,900
	3	338,700	11,200	378,300	7,800	420,500	5,300	471,600	5,600	535,000	5,900
	4	340,500	11,000	380,500	7,600	422,900	5,300	474,600	5,600	538,100	5,900
	5	342,200	10,700	382,400	7,600	424,800	5,300	477,600	5,600	541,200	5,900
	6	343,900	10,400	384,700	7,400	426,900	5,300	480,600	5,600	543,500	5,900
	7	345,500	10,100	386,800	7,200	429,000	5,300	483,600	5,600	546,000	5,900
	8	347,200	9,900	388,800	6,700	431,200	5,300	486,700	5,600	548,400	5,900
	9	348,800	9,600	390,800	6,300	433,100	5,300	489,400	5,600	550,800	5,900
	10	350,500	9,300	393,100	6,000	435,200	5,300	492,500	5,600	552,600	5,900
	11	352,100	8,900	395,300	5,600	437,300	5,300	495,500	5,600	554,400	5,900
	12	353,700	8,500	397,500	5,200	439,200	5,300	498,600	5,600	556,300	5,900
	13	355,200	8,200	399,700	5,100	440,900	5,300	501,300	5,600	558,000	5,900
	14	356,900	7,900	402,000	5,100	442,700	5,300	503,600	5,600	559,400	5,900
	15	358,500	7,600	404,200	5,100	444,600	5,300	505,900	5,600	560,700	5,900
	16	360,100	7,300	406,500	5,100	446,500	5,300	508,200	5,600	561,800	5,900
	17	361,700	7,200	408,300	5,100	448,300	5,300	510,200	5,600	563,100	5,900
	18	363,500	7,000	410,200	5,100	450,100	5,300	511,600	5,600	564,100	5,900
	19	365,000	6,700	412,100	5,100	451,900	5,300	513,100	5,600	565,000	5,900
	20	366,600	6,400	413,900	5,100	453,600	5,300	514,500	5,600	565,900	5,900
	21	368,000	5,900	415,700	5,100	455,400	5,300	515,700	5,600	566,800	5,900
	22	369,600	5,600	417,500	5,100	456,900	5,300	517,100	5,600		
	23	371,200	5,300	419,300	5,100	458,300	5,300	518,600	5,600		
	24	372,700	4,900	421,100	5,100	459,800	5,300	520,100	5,600		
	25	374,600	4,900	422,700	5,100	461,200	5,300	521,200	5,600		
	26	376,500	4,900	424,200	5,100	462,500	5,300	522,300	5,600		
	27	378,400	4,900	425,700	5,100	463,800	5,300	523,500	5,600		
	28	380,200	4,800	427,200	5,100	465,000	5,300	524,700	5,600		
	29	381,700	4,800	428,700	5,100	466,000	5,300	525,700	5,600		
	30	383,500	4,800	430,000	5,100	466,700	5,300	526,600	5,600		
	31	385,200	4,700	431,300	5,100	467,400	5,200	527,500	5,600		
	32	386,800	4,700	432,500	5,100	468,100	5,200	528,400	5,600		
	33	388,500	4,700	433,700	5,100	468,800	5,200	529,200	5,600		
	34	389,900	4,700	435,000	5,100	469,500	5,100	530,100	5,600		
	35	391,300	4,700	436,300	5,100	470,100	5,000	530,800	5,600		
	36	392,700	4,700	437,500	5,100	470,700	5,000	531,300	5,600		
	37	394,100	4,700	438,700	5,100	471,200	5,000	532,000	5,600		
	38	395,300	4,700	439,500	5,100	471,800	5,000	532,600	5,600		
	39	396,500	4,700	440,300	5,100	472,400	5,000	533,400	5,600		
	40	397,500	4,700	441,100	5,100	473,000	5,000	534,000	5,600		
	41	398,600	4,700	441,700	5,100	473,500	5,000	534,500	5,600		
	42	399,800	4,700	442,300	5,000	474,000	5,000				
	43	400,900	4,700	442,900	4,900	474,400	5,000				
	44	402,000	4,700	443,500	4,800	474,700	5,000				

職員の区分	職務の級 号給	6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	45	<u>402,700</u>	4,700	<u>444,200</u>	4,700	<u>475,000</u>	5,000				
	46	<u>403,400</u>	4,700	<u>445,000</u>	4,700						
	47	<u>404,100</u>	4,700	<u>445,400</u>	4,700						
	48	<u>404,800</u>	4,700	<u>446,100</u>	4,700						
	49	<u>405,400</u>	4,700	<u>446,600</u>	4,700						
	50	<u>406,000</u>	4,700	<u>447,000</u>	4,700						
	51	<u>406,500</u>	4,700	<u>447,400</u>	4,700						
	52	<u>406,900</u>	4,700	<u>447,800</u>	4,700						
	53	<u>407,300</u>	4,700	<u>448,200</u>	4,700						
	54	<u>407,500</u>	4,600	<u>448,600</u>	4,700						
	55	<u>407,800</u>	4,600	<u>449,000</u>	4,700						
	56	<u>408,100</u>	4,600	<u>449,300</u>	4,700						
	57	<u>408,400</u>	4,600	<u>449,600</u>	4,700						
	58	<u>408,700</u>	4,600	<u>450,000</u>	4,700						
	59	<u>409,000</u>	4,600	<u>450,300</u>	4,700						
	60	<u>409,300</u>	4,600	<u>450,600</u>	4,700						
	61	<u>409,500</u>	4,500	<u>450,900</u>	4,700						
	62	<u>409,800</u>	4,500	<u>451,300</u>	4,700						
	63	<u>410,100</u>	4,500	<u>451,600</u>	4,700						
	64	<u>410,400</u>	4,500	<u>451,900</u>	4,700						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	65	<u>410,600</u>	4,400	<u>452,200</u>	4,700						
	66	<u>410,900</u>	4,400								
	67	<u>411,200</u>	4,400								
	68	<u>411,500</u>	4,400								
	69	<u>411,700</u>	4,400								
	70	<u>412,000</u>	4,400								
	71	<u>412,300</u>	4,400								
	72	<u>412,500</u>	4,400								
	73	<u>412,700</u>	4,400								
	74	<u>413,000</u>	4,400								
	75	<u>413,300</u>	4,400								
	76	<u>413,500</u>	4,400								
	77	<u>413,700</u>	4,400								
	78	<u>414,000</u>	4,400								
	79	<u>414,300</u>	4,400								
	80	<u>414,500</u>	4,400								
	81	<u>414,700</u>	4,400								
	82	<u>415,000</u>	4,400								
	83	<u>415,300</u>	4,400								
	84	<u>415,500</u>	4,400								
	85	<u>415,700</u>	4,400								
	86	<u>416,000</u>	4,400								
	87	<u>416,300</u>	4,400								
	88	<u>416,500</u>	4,400								

職員 の区 分	職務 の級 号給	6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	89	<u>416,700</u>	4,400								
	90	<u>417,000</u>	4,400								
	91	<u>417,300</u>	4,400								
	92	<u>417,500</u>	4,400								
	93	<u>417,700</u>	4,400								
	94										
	95										
	96										
	97										
	98										
	99										
	100										
	101										
	102										
	103										
	104										
	105										
	106										
	107										
	108										
	109										
	110										
	111										
	112										
	113										
	114										
	115										
	116										
	117										
	118										
	119										
	120										
	121										
	122										
	123										
	124										
	125										
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額		基 準 給料月額		基 準 給料月額		基 準 給料月額		基 準 給料月額	
		円		円		円		円		円	
		<u>320,600</u>	4,400	<u>362,700</u>	4,700	<u>396,200</u>	5,000	<u>448,000</u>	5,600	<u>528,700</u>	5,900

4 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
関連の新旧対照表

任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）新旧対照表
〈第1条関係〉

改 正	現 行																																
<p>第1条～第4条（略） （給与に関する特例）</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: right;">414,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: right;">475,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: right;">538,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td style="text-align: right;">621,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td style="text-align: right;">722,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> <td style="text-align: right;">824,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	<u>1</u>	414,000	<u>2</u>	475,000	<u>3</u>	538,000	<u>4</u>	621,000	<u>5</u>	722,000	<u>6</u>	824,000	<p>第1条～第4条（略） （給与に関する特例）</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: right;">402,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: right;">461,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: right;">522,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td style="text-align: right;">603,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td style="text-align: right;">701,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> <td style="text-align: right;">800,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	<u>1</u>	402,000	<u>2</u>	461,000	<u>3</u>	522,000	<u>4</u>	603,000	<u>5</u>	701,000	<u>6</u>	800,000
号給	給料月額																																
	円																																
<u>1</u>	414,000																																
<u>2</u>	475,000																																
<u>3</u>	538,000																																
<u>4</u>	621,000																																
<u>5</u>	722,000																																
<u>6</u>	824,000																																
号給	給料月額																																
	円																																
<u>1</u>	402,000																																
<u>2</u>	461,000																																
<u>3</u>	522,000																																
<u>4</u>	603,000																																
<u>5</u>	701,000																																
<u>6</u>	800,000																																
<p>2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: right;">346,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: right;">382,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: right;">410,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	<u>1</u>	346,000	<u>2</u>	382,000	<u>3</u>	410,000	<p>2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: right;">336,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: right;">371,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: right;">398,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	<u>1</u>	336,000	<u>2</u>	371,000	<u>3</u>	398,000												
号給	給料月額																																
	円																																
<u>1</u>	346,000																																
<u>2</u>	382,000																																
<u>3</u>	410,000																																
号給	給料月額																																
	円																																
<u>1</u>	336,000																																
<u>2</u>	371,000																																
<u>3</u>	398,000																																
<p>3～5（略） （給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採</p>	<p>3～5（略） （給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採</p>																																

改 正	現 行
<p>用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条 (略)</p>

任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）新旧対照表
 〈第2条関係〉

改 正	現 行																																				
<p>第1条～第6条 (略) (給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td><u>1</u></td> <td style="text-align: right;"><u>392,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td style="text-align: right;"><u>440,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>3</u></td> <td style="text-align: right;"><u>492,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>4</u></td> <td style="text-align: right;"><u>555,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>5</u></td> <td style="text-align: right;"><u>634,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>6</u></td> <td style="text-align: right;"><u>740,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>7</u></td> <td style="text-align: right;"><u>864,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条</p>	号給	給料月額		円	<u>1</u>	<u>392,000</u>	<u>2</u>	<u>440,000</u>	<u>3</u>	<u>492,000</u>	<u>4</u>	<u>555,000</u>	<u>5</u>	<u>634,000</u>	<u>6</u>	<u>740,000</u>	<u>7</u>	<u>864,000</u>	<p>第1条～第6条 (略) (給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td><u>1</u></td> <td style="text-align: right;"><u>380,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td style="text-align: right;"><u>427,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>3</u></td> <td style="text-align: right;"><u>477,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>4</u></td> <td style="text-align: right;"><u>539,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>5</u></td> <td style="text-align: right;"><u>615,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>6</u></td> <td style="text-align: right;"><u>718,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>7</u></td> <td style="text-align: right;"><u>839,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条</p>	号給	給料月額		円	<u>1</u>	<u>380,000</u>	<u>2</u>	<u>427,000</u>	<u>3</u>	<u>477,000</u>	<u>4</u>	<u>539,000</u>	<u>5</u>	<u>615,000</u>	<u>6</u>	<u>718,000</u>	<u>7</u>	<u>839,000</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
<u>1</u>	<u>392,000</u>																																				
<u>2</u>	<u>440,000</u>																																				
<u>3</u>	<u>492,000</u>																																				
<u>4</u>	<u>555,000</u>																																				
<u>5</u>	<u>634,000</u>																																				
<u>6</u>	<u>740,000</u>																																				
<u>7</u>	<u>864,000</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
<u>1</u>	<u>380,000</u>																																				
<u>2</u>	<u>427,000</u>																																				
<u>3</u>	<u>477,000</u>																																				
<u>4</u>	<u>539,000</u>																																				
<u>5</u>	<u>615,000</u>																																				
<u>6</u>	<u>718,000</u>																																				
<u>7</u>	<u>839,000</u>																																				

改 正	現 行
<p>例第4号。以下「任期付職員条例」という。) 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3・4 (略) 第9条 (略)</p>	<p>例第4号。以下「任期付職員条例」という。) 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3・4 (略) 第9条 (略)</p>

5 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年神奈川県条例第41号）
新旧対照表

〈第1条関係〉

改 正	現 行
<p>第7条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の235</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の141</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の70.5</u></p> <p>3 （略）</p>	<p>第7条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の225</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の135</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の67.5</u></p> <p>3 （略）</p>

〈第2条関係〉

改 正	現 行
<p>第7条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の230</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の138</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の69</u></p> <p>3 （略）</p>	<p>第7条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の235</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の141</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の70.5</u></p> <p>3 （略）</p>